

資料 1 0 5 － 3

内国郵便約款の変更認可（本人限定受取郵便のサービス見直し）

（諮問第1283号）

(公印・契印省略)

諮問第1283号

令和8年9月14日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 小池 信也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合している。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の郵便約款の変更は、社会情勢や関係法令（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、本人限定受取郵便の要件を見直すものであり、本人確認書類の確認の方法について明記されていることから、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件が適正かつ明確に定められている。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の郵便約款の変更は、犯収法施行規則に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、本人限定受取郵便の要件を見直すものであり、郵便物の配達に関する事項である。この変更の内容は、IC チップが搭載された本人確認書類やカード代替電磁的記録を用いた本人確認の方法について明記されていることなどが明確

		に規定されていることなど、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものとして適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、犯収法施行規則に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、本人限定受取郵便の要件を見直すものであり、この変更の内容は、ICチップが搭載された本人確認書類やカード代替電磁的記録を用いた本人確認の方法について定めるものであり、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更するものではない。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、犯収法施行規則に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、本人限定受取郵便の要件を見直すものであり、この変更の内容は、ICチップが搭載された本人確認書類やカード代替電磁的記録を用いた本人確認の方法について定めるものであり、会社の責任に関する事項について変更するものではない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の郵便約款の変更は、犯収法施行規則に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、本人限定受取郵便の要件を見直すものであり、この変更の内容は、ICチップが搭載された本人確認書類やカード代替電磁的記録を用いた本人確認の方法について定めるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が

場合は、新旧の対照を明示すること。) ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第28条各号)		提出されている。
---	--	----------

2026-日郵統第0157号
2026年9月4日

総務大臣
林 芳正 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
小池 信也
(代表者印省略)

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2027年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正						
(本人限定受取郵便の取扱い) 第139条 (略) 2～6 (略)	(本人限定受取郵便の取扱い) 第139条 (略) 2～6 (略) 7 本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限りします。）の受取人は、前項前段の書類の提示に代えて、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいいます。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）のうち、受取人の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報を送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限りします。）することができます。 8 当社は、第6項前段の書類の提示を受けた場合（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものである場合に限りします。）及び前項の情報の送信を受けた場合は、当社が別に定める方法により、受取人が名あて人であることを確認します。 9 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限りします。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第6項前段の書類の提示を受けた場合</td><td> (1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻 (3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項 (4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日 </td></tr> <tr> <td>2 第7項の情報の送信を受けた場合</td><td> (1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第7項の情報の送信を受けた日付 (3) 名あての人の生年月日 </td></tr> </tbody> </table> 10 前項の場合において、名あて人が前項の表中1の(3)若しくは(4)又は表中2の(3)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。 11 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限りします。）は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。	区 別	事 項	1 第6項前段の書類の提示を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻 (3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項 (4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日	2 第7項の情報の送信を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第7項の情報の送信を受けた日付 (3) 名あての人の生年月日
区 別	事 項						
1 第6項前段の書類の提示を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻 (3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項 (4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日						
2 第7項の情報の送信を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項 (2) 第7項の情報の送信を受けた日付 (3) 名あての人の生年月日						
7 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限りします。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項、前項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻並びに次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。 (1) 前項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項 (2) 前項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日	8 前項の場合において、名あて人が前項(1)又は(2)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。 9 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限りします。）は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。						
	附 則（2026年※※月※※日 2026-※※※※第※※※※号）						

	<u>(実施期日)</u> <u>第1条 この改正規定は、2027年4月1日から実施します。</u> <u>(本人限定受取郵便物に関する経過措置)</u> <u>第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。</u>
--	---

内国郵便約款の変更認可（本人限定受取郵便の サービス見直し）について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

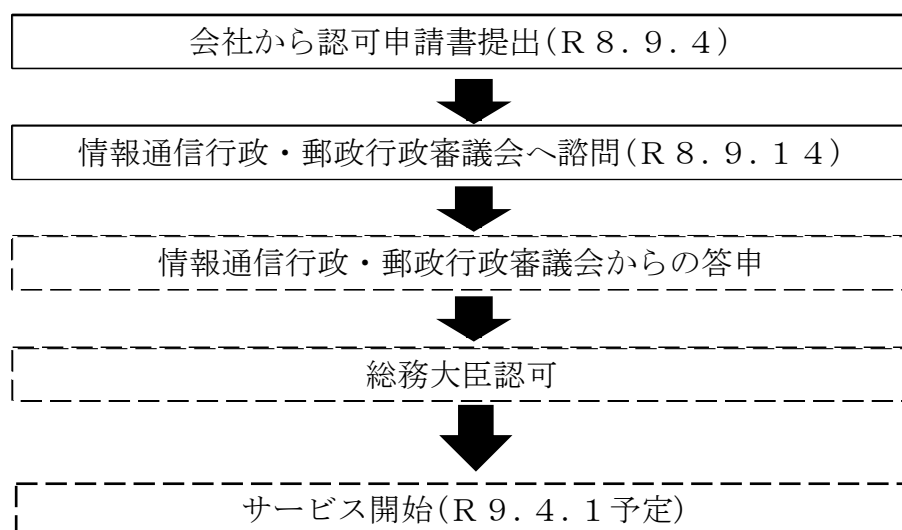
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 会社からの申請内容

1 変更内容

本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い確認方法を廃止するため「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。）」が順次改正され、最終的に令和9年4月1日に施行される。

同改正では、従来から本人確認方法のひとつとして認められてきた「本人限定受取郵便」について、本人確認書類の券面上の記載事項を確認する方法に替え、①本人確認書類（ICチップが内蔵されたものに限る。）の記載事項の情報と当該ICチップの情報との内容が一致していることを確認すること又は②スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの情報をを用いて確認することを求めている（規則第6条第1項第1号チ）。

このため、内国郵便約款の変更認可を申請するものである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分	
現 行	改 正
(本人限定受取郵便の取扱い) 第139条 (略) 2～5 (略) 6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものである場合を除きます。）において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができないときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認す	(本人限定受取郵便の取扱い) 第139条 (略) 2～5 (略) 6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものである場合を除きます。）において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができないときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認す

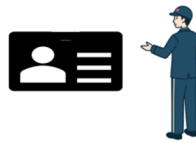
るために十分な事実を申し述べていただきます。 7 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項、前項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻並びに次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。 (1) 前項前段の書類の名称、記号番号その	るために十分な事実を申し述べていただきます。 7 本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）の受取人は、前項前段の書類の提示に代えて、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいいます。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）のうち、受取人の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報を送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限ります。）することができます。 8 当社は、第6項前段の書類の提示を受けた場合（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものである場合に限ります。）及び前項の情報の送信を受けた場合は、当社が別に定める方法により、受取人が名あて人であることを確認します。 9 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第6項前段の書類の提示を受けた場合</td><td>(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他の</td></tr> </tbody> </table>	区 別	事 項	1 第6項前段の書類の提示を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他の
区 別	事 項				
1 第6項前段の書類の提示を受けた場合	(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他の				

<u>他のその書類を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 前項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日</u> <u>8 前項の場合において、名あて人が前項(1)又は(2)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。</u> <u>9 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 264 1061 840"></td><td data-bbox="1061 264 1374 840"> <u>その者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻</u> <u>(3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項</u> <u>(4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="821 840 1061 1272"> <u>2 第7項の情報送信を受けた場合</u> </td><td data-bbox="1061 840 1374 1272"> <u>(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第7項の情報の送信を受けた日付</u> <u>(3) 名あての人の生年月日</u> </td></tr> </table> <u>10 前項の場合において、名あて人が前項の表中1の(3)若しくは(4)又は表中2の(3)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。</u> <u>11 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。</u> 附 則（2026年※※月※※日2026-※※※※第※※※※号）		<u>その者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻</u> <u>(3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項</u> <u>(4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日</u>	<u>2 第7項の情報送信を受けた場合</u>	<u>(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第7項の情報の送信を受けた日付</u> <u>(3) 名あての人の生年月日</u>
	<u>その者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第6項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻</u> <u>(3) 第6項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項</u> <u>(4) 第6項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日</u>				
<u>2 第7項の情報送信を受けた場合</u>	<u>(1) 受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項</u> <u>(2) 第7項の情報の送信を受けた日付</u> <u>(3) 名あての人の生年月日</u>				

	<u>(実施期日)</u> <u>第1条 この改正規定は、2027年4月1日から実施します。</u>
	<u>(本人限定受取郵便物に関する経過措置)</u> <u>第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。</u>

図表1 変更前後比較

	変更前	変更後
イメージ		
本人確認書類	写真付きの本人確認書類	写真付き・ICチップ内蔵の本人確認書類
本人確認方法	本人確認書類の提示を受け、 偽変造等がされた本人確認書類ではないことを確認 書類の記載内容と郵便物の宛名との一致を確認	本人確認書類の提示を受け、 ・ ICチップに記録された情報（氏名・住所等）を読み取り、 ・ その情報を端末機に表示し、書類に記載されている情報との一致を確認した上、 書類の記載内容と郵便物の宛名との一致を確認

	変更前	変更後
イメージ		
本人確認書類等	マイナンバーカード	スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの情報
本人確認方法	マイナンバーカードの提示を受け、 書類の記載内容と郵便物の宛名との一致を確認	スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの情報の送信を受け、 送信を受けた情報と郵便物の宛名との一致を確認

2 変更を必要とする理由

社会情勢や関係法令（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則）に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため。

3 実施予定期日

令和9年4月1日

(参照条文)

○郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

（受取人の証明）

第三十六条 会社は、郵便物の受取人の真偽を調査するため、受取人に対して必要な証明を求めることができる。

（正当の交付）

第三十七条 この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成15年政令第83号）（抄）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）（抄）

(郵便約款の認可申請)

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定期日
- 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- 二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）（抄）令和8年3月6日公布
令和9年4月1日施行

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち、同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であって、氏名、住居、生年月日及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券にあっては、氏名、生年月日及び写真。チにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたもの（以下「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法

ロ～ト (略)

チ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

リ～カ (略)

二・三 (略)

2～4 (略)

(本人確認書類)

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは前

条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）又は精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二～四 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第六号までに掲げる事項（外国人住民にあっては、同項第二号に掲げる事項を除く。）及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るもの）にあっては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信

を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

9～16 （略）

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定）

第十八条の三 内閣総理大臣は、移動端末設備からカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムについて、当該プログラムを提供する者の申請により、次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

- 一 カード代替電磁的記録を送信しようとする場合には、自動的に、電気通信回線に接続して当該移動端末設備に対して前条第十項前段の規定による通知（以下この号及び次号において「失効通知」という。）の送信が行われていないことの確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があつた場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。
- 二 当該移動端末設備が失効通知を受信した場合には、その旨の通知を機構に対して送信するとともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。
- 三 カード代替電磁的記録の送信を行うに当たり、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行う機能を有するものであること。
- 四 その他主務省令で定める基準に適合するものであること。

2～4 （略）